



JAPSW 発第17-286号  
2017年12月15日

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

公益社団法人日本精神保健福祉士協会  
会 長 柏 木 一 恵



### 生活保護基準の引き下げの見直しについて（要望）

平素より、我が国の精神保健医療福祉に関する諸制度施策の発展充実にご尽力をいただいておりますことに敬意を表します。また、本協会事業に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、貴省においては、来年度から生活保護基準の引き下げが検討されているところですが、本協会としましては、社会福祉学に学問的基盤を置く専門職団体として、生存権保障の根幹を揺るがすような生活保護基準の引き下げには「断固反対」の立場をとらせていただきます。

つきましては、小職声明「生活保護基準の切り下げ方針に関する反対声明」（別紙）を踏まえた生活保護基準の引き下げの見直しについて、強く要望いたします。

#### 【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会（担当：木太）  
〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3  
四谷オーキッドビル7F  
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993  
E-mail : office@japsw.or.jp

## 生活保護基準の切り下げ方針に関する反対声明

厚生労働省は、第35回社会保障審議会生活保護基準部会（2017年12月8日）において、前回の段階的引き下げに引き続き、来年度から生活扶助基準本体や母子加算を大幅に切り下げの方針を示しましたが、多数の無年金障害者問題が依然未解決であり、所得保障を生活保護に大きく依存している精神障害者にとっては、決して看過できることではありません。これに強い懸念を示し、精神障害者の社会的復権・権利擁護と精神保健福祉の向上のための活動を行う専門職団体の立場から、以下の理由を付して断固反対します。

1. 現在、生活保護法の改正に向けて、生活保護受給者の健康に関する取り組みとして、生活習慣病の発症予防・重症化予防を更に推進するため、健康管理支援を行う事業の創設が検討されています。しかしながら、精神障害者においては生活習慣病等の合併率が高いことが知られており、生活保護基準の切り下げは、食費の切り詰め等の不適切な食習慣を助長し逆に健康寿命に大きな影響を及ぼすこととなります。  
また、健康を損なうことは結果として医療扶助費の増大を招き、いま検討している医療扶助費の適正化とも矛盾します。
2. 子どものいる世帯の生活扶助費削減は、政府が進める子どもの貧困対策推進に逆行するものであり、貧困の連鎖を断ち切る方針にも反することとなります。
3. 高齢世帯の生活扶助費削減は、高齢者が活動を制約し、社会との交流機会を抑制せざるを得なくなることから社会的孤立をまねくことになり、政府が進める地域共生社会の実現に逆行するものです。
4. 基準引下げの算定方式を年収階級第1十分位との比較検証によるものとするのは、2013年の生活保護基準部会報告書に鑑みても妥当性を著しく欠くものでありかつ、これまで比較検証の指標とされてきた消費者物価指数を厚生労働省が独自の「生活扶助相当CPI」に突然変更したことも合理的な説明が不十分と考えます。
5. 年収階級第1十分位の世帯には、現行の生活保護基準以下の世帯が多く含まれていると考えられ、まずは国際的にも低いといわれている公的扶助の捕捉率を高めていく取り組みが必要です。

上記の懸念が払拭されないまま、性急な基準の切り下げを行うことは貧困をさらに深刻化させ、ひいては憲法第25条の生存権に対する違憲性を高めるものと考えます。

今回の生活保護基準部会報告書においても、検証方法には一定の限界があることを認め、検証結果を機械的に当てはめることのないよう、強く求めているところであり、誰もが納得できる「新たな基準の検証方法」の確立までは、現行の基準を維持することを強く要請します。

2017年12月15日

公益社団法人日本精神保健福祉士協会  
会長 柏木 一恵